

平成24年第8回美幌町議会定例会会議録

平成24年12月11日 開会

平成24年12月12日 閉会

平成24年12月12日 第2号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 発議第 3号 美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第 3 発議第 4号 美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 発議第 5号 美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第 5 報告第 19号 長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会調査結果報告について
- 日程第 6 発議第 6号 美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定につ
いて
- 日程第 7 報告第 20号 総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 8 報告第 21号 経済建設常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 9 認定第 1号 平成23年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について(委員
会報告)
- 日程第 10 認定第 2号 平成23年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて(委員会報告)
- 日程第 11 認定第 3号 平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について(委員会報告)
- 日程第 12 認定第 4号 平成23年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて(委員会報告)
- 日程第 13 認定第 5号 平成23年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定につ
いて(委員会報告)
- 日程第 14 認定第 6号 平成23年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定に
ついて(委員会報告)
- 日程第 15 認定第 7号 平成23年度美幌町水道事業会計決算認定について(委員会報
告)
- 日程第 16 認定第 8号 平成23年度美幌町病院事業会計決算認定について(委員会報
告)
- 日程第 17 承認第 9号 専決処分の承認について
[平成24年度美幌町一般会計補正予算(第7号)]
- 日程第 18 同意第 4号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 19 議案第 52号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 20 議案第 53号 美幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 21 議案第 54号 美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議案第 55号 美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 23 議案第 56号 美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程第 1 議案第 57号 平成24年度美幌町一般会計補正予算(第8号)について
- 追加日程第 2 議案第 58号 平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
について
- 追加日程第 3 議案第 59号 平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
号)について
- 追加日程第 4 議案第 60号 平成24年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につ

		いて
追加日程第5	議案第61号	平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
追加日程第6	議案第62号	平成24年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）について
追加日程第7	議案第63号	平成24年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について
追加日程第8	議案第64号	平成24年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について
追加日程第9	陳情第2号	東町集会室の建て替えに関する陳情について
追加日程第10	報告第22号	専決処分の報告について
追加日程第11	報告第23号	定期監査報告について
追加日程第12	報告第24号	財政援助団体監査報告について
追加日程第13	報告第25号	例月出納検査報告について（8月～10月分）
追加日程第14		閉会中の継続調査について

○出席議員

1番	新 鞍 峯 雄 君	2番	大 江 道 男 君
3番	早 瀬 仁 志 君	5番	中 嶋 すみ江 君
6番	松 浦 和 浩 君	7番	上 杉 晃 央 君
8番	岡 本 美代子 君	副議長	9番 坂 田 美栄子 君
10番	宗 像 密 瑠 君	11番	大 原 昇 君
13番	橋 本 博 之 君	議長	14番 古 舘 繁 夫 君

○欠席議員

12番	吉 住 博 幸 君
-----	-----------

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長	土 谷 耕 治 君	監査委員	高 木 清 君
------	-----------	------	---------

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副町長	染 谷 良 君	総務部長	平 井 雄 二 君
民生部長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	高 木 恵 一 君
建設水道部長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会計管理者	鈴 木 元 春 君	総 務 主 幹	高 崎 利 明 君
電算主幹	植 木 恒 則 君	住 民 活 動 主 幹	丸 山 俊 夫 君
財務主幹	矢 萩 浩 君	政 策 主 幹	武 田 孝 司 君
契約財産主幹	村 田 純 一 君	税 務 主 幹	大 平 幸 雄 君
環境生活主幹	谷 川 明 弘 君	児 童 支 援 主 幹	佐 藤 和 恵 君
福祉主幹	井 上 和 俊 君	健 康 推 進 主 幹	立 花 八 寿 子 君
農政主幹	但 馬 憲 司 君	公 社 主 幹	広 島 学 君
耕地林務主幹	伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹	小 室 秀 隆 君
建設主幹	門 別 孝 志 君	建 築 主 幹	佐 藤 修 君
水道主幹	澤 畠 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹	橋 本 美 典 君

事務連絡室次長	篠 永 幸 男 君	教 育 長	平 野 浩 司 君
教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君	学 校 教 育 主 幹	藤 原 豪 二 君
学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君	社 会 教 育 主 幹	小 西 守 君
文 化 ホ ー ル 調 整 主 幹	石 坂 聡 君	ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	田 村 圭 一 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	浅 野 俊 伸 君	次	長 荒 井 紀 光 子 君
議 事 係 長	水 上 修 一 君	庶 務 係 長	那 須 清 二 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成24年第8回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番橋本博之さん、1番新鞍峯雄さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、吉住博幸議員、所用のため本日欠席の旨、岩田農業委員会局長、公務のため、本日午後から欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 発議第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 発議第3号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

直ちに、発議第3号美幌町議会会議規則の

一部を改正する規則制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 発議第4号

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 発議第4号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに発議第4号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第5号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 発議第5号美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに発議第5号美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第19号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 報告第19号長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会調査結果報告についてを議題とします。

この件につきましては、平成24年第4回定例会において「長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会」に付託しておりますので、その調査結果報告書の「調査の内容」について、職員に朗読させます。

○事務局次長（荒井紀光子君） 3、調査の結果。

平成24年第4回美幌町議会定例会（6月21日）において、長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会が設置され、これまで他市町村の状況など調査を始め、11回にわたり議論を重ねた結果、次のとおり意見の集約を見たので報告します。

この案件については、議員の長期欠席に係る議員報酬のあり方を規定した法律もなく、また長期に及ぶ欠席を余儀なくされた議員が議員報酬を辞退する、または返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため禁止されていることから、これまでも議会改革の中で検討され、長期欠席によるルールづくりが必要であるとの判断により、今回、特別委員会を設け検討することとしたところであります。

初めは、長期間にわたり議会活動及び議員活動ができない場合に限り、議員報酬を減額することで検討してまいりましたが、協議を進めていく中で他市町村の事例などを見ますと、刑事事件にかかわった議員に対して報酬及び期末手当の停止、不支給処分を課するなどの規定を設けている事例もあったことから、本町においても議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合に対して、議員報酬及び期末手当の支給の減額について、特例を定めることとしたところであります。

本条例における議員報酬及び期末手当に対する規定については、大きく3点ありまして、1点目は、長期間議会活動及び議員活動ができなくなった場合の議員報酬及び期末手当を減額するもので、議員が療養、長期不

在、その他の理由により90日以上欠席した場合には、その欠席期間に応じて議員報酬を30%から70%の3段階の割合で、欠席した期間に応じて減額することといたしました。

また、期末手当については、基準日である6月1日及び12月1日のそれぞれの前6月以内の期間における支給割合に応じた額とするものであります。

2点目は、刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留、その他身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬及び期末手当の停止を行うもので、議員報酬の減額とは違い、事の重大さから本会議等に欠席したか否かにかかわらず、逮捕等の処分を受けた時点で、議員報酬を停止するものであります。

また、期末手当の停止については、基準日のそれぞれ6月以内の期間における議員報酬を停止され、基準日においてなお逮捕等の処分が継続している場合は、当該期末手当も同様に停止するものであります。

3点目は、刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、停止されていた議員報酬は支給しないものとし、期末手当についても基準日の前6月以内の期間における議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当を支給しないとするものであります。

その他、議員報酬に係る減額、停止、不支給の処分による報酬については、日割計算によることといたしました。

以上が、新条例の骨格であります。本条例の制定に際しては、現行の「美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正による規定の方法も可能でありましたが、議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合には、議員報酬及び期末手当の減額にとどまらず、議員報酬及び期末手当の停止、不支給についても規定したことや、本条例を制定し、議会の厳格な姿勢を示すことで、議会に対する町民の理解もより得られるのではないかとことから、「美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」とい

う形で新規に制定しようとするものであります。

○議長（古舘繁夫君） これから、本案について、委員長の報告を求めます。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会調査報告の中で、委員長としての補足説明をさせていただきます。

この条例は、議員が長期にわたり欠席した場合、その欠席した期間における議員報酬のあり方を規定した法律もなく、また長期に及ぶ欠席を余儀なくされた議員が、議員報酬を辞退する、または返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため禁止されていることから、議会改革の一つとして、本町においても議員としての職責及び住民への信頼を維持するため、議員みずから長期欠席した場合、議員報酬等を減額する条例を制定するため、特別委員会を設け検討してきたところであります。

検討内容につきましては、委員会の調査結果報告書のとおりであります。まず誰が見てもわかりやすい条例とすることで、既存の「美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に盛り込むのではなく、新たに「美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」として制定することとしたものであります。

具体的な内容につきまして補足説明させていただきますが、この条例の第3条で規定しております療養には、入院も自宅療養も全て含むことと規定しました。

支給割合については、「1年以上議会活動をしない人が、報酬を受け取るべきではない」、「全額減額とすべきである」などの意見もありましたが、他市町村の事例等も含め検討した結果、欠席日数に応じて支給割合を70%、60%、30%の3段階とすることとしました。

また、期末手当まで反映させることについては、「長期休暇の始期により不公平が生じ

ないか」という意見もありましたが、基準日前6カ月の間で減額された月がある場合は、その支給割合を適用することとして整理いたしました。

さらに、刑事事件に係る減額については、「いつ、何が起こるかかわからないので、想定できるものを盛り込むべきである」とのことから、この刑事事件に係る減額も含めることといたしました。

以上、特別委員会の中で出された意見や決定に至った経過などについて補足説明させていただきましたが、私たち議員は、その職責を重く受けとめるとともに、住民の信頼に反することのないよう全員一致で確認し、委員長の口頭補足説明とさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会調査結果報告についてを終わります。

ただいまの報告をもって、長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会の調査を終了します。

◎日程第6 発議第6号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 発議第6号美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についての提案理由を説明させていただきます。

発議第6号美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本件は、本定例会において長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会が報告した調査結果に基づきまして、町民の信頼と期待に応えるため議会活動及び議員活動に係る会議等のほか、議員の刑事事件に係る規定を含め、議会活動等ができなくなった場合、議員報酬及び期末手当の支給についての特例の条例を制定

しようとするものであります。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、議会議員の職責及び住民への信頼を維持するため条例制定の趣旨を規定するものであります。

第2条は、条文中の町議会の会議等及び公務上の災害等の定義を規定するものであります。

第3条は、議員が療養、長期不在、その他の理由で90日以上議会活動ができなくなった場合の長期欠席届出書及び議会活動復帰届出書のほか、病気の場合の診断書の提出並びに現況報告義務を規定するものであります。

第4条は、議員の長期欠席期間における議員報酬の支給割合の規定で、90日以上180日未満は100分の70に180日以上365日未満は100分の60に365日以上は100分の30の支給割合とするものであります。

第5条は、期末手当の減額に係る規定で、期末手当の基準日の前6カ月以内の期間において、議員報酬が減額された月がある場合は、その支給割合に応じて期末手当も減額する規定であります。

第6条は、減額の適用除外規定で、公務上の災害等及びその他議長が認める場合については、減額を行わない規定であります。

第7条は、議員報酬の停止の規定で、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留、身体を拘束される処分を受けたときは、その処分が解かれるまでの期間は議員報酬の支給を停止する規定であります。

第8条は、期末手当の停止規定で、期末手当支給の基準日の前6カ月以内の期間において議員報酬を停止され、その停止期間が期末手当の支給の基準日まで継続しているとき又は判決が確定していないときは、期末手当の支給を停止するものであります。

第9条は、支給停止されていた議員報酬及び期末手当の支給にかかわる規定で、刑事事件について公訴を提起しない処分が行われた

とき又は無罪判決が確定したときは、停止されていた議員報酬について支給する規定であります。

第10条及び第11条は、有罪判決が確定した場合や刑事施設に収容されたときは、議員報酬及び期末手当を支給しない規定であります。

第12条は、日割計算の算定方法の規定であります。

第13条は、減額及び不支給の効力の規定で、新たに選挙で再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額等の効力は及ばない規定であります。

第14条は、この条例に疑義が生じた場合は、議会運営委員会に諮り、その意見を尊重し、議長が決定する規定であります。

第15条は、条例に規定する以外のものの委任規定であります。

最後に、この条例の適用については、公布の日から施行するとしております。

以上、条例の内容について御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、発議第6号美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 報告第20号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 報告第20号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に、報告書の「調査の結果」についてのみ朗読させます。

○議事係長（水上修一君） 調査の結果。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方沿岸部を中心に2万人近く

もの死者・行方不明者を出すなど、これまでに体験したことのない未曾有の大きな災害となりました。

この東日本大震災を受け、国は平成23年12月に防災基本計画が見直され、北海道においても平成24年6月に「北海道地域防災計画」が見直されました。

このような中、当委員会では、本町の防災施策について、平成23年5月から調査を開始するとともに、先進地である旭川市、岐阜県笠松町、東京都国分寺市、東京都立川市の「立川防災館」等の視察調査を行い、協議を重ねてきたところである。

現在、本町において「美幌町地域防災計画」の見直し作業が進められていることから、当委員会の調査結果に基づく意見を提言するため、次のとおり意見の集約を見たので、ここに報告する。

1、被災状況シミュレーションに即した地域防災計画について。

本町で想定される災害としては、地震、火災、風水害、竜巻、大雪、噴火等が上げられるが、本町は幸いにして災害が少なく、大きな被害に至っていないため、日ごろから災害に対する危機意識が比較的希薄になっていると思われる。しかし、本町の地理的な条件から見ても、災害は常にあり得るといふ危機認識を強く持ち、緊急時には速やかに適切な対応ができるよう、日ごろから町民と一体となった防災体制の確立に向けた取り組みが極めて重要であり、災害の種類や発生時期に即応した地域防災計画の策定をすべきである。

2、初期防災における自助の徹底について。

地域防災計画の根本には、食糧品、飲料水、照明、通信機材等の日常における災害備蓄品の確保や支援者との連携など、町民にとって「初期防災はまず自助」を基本にして、地域防災計画の策定を図るとともに、避難所の位置及び対象区域を看板等で明示を図る必要がある。

特に、視察地の岐阜県笠松町で実施してお

りました、万が一の被災を想定し、各世帯では自助により3日分の食糧品を含めた備蓄品を準備することを徹底するとともに、大型店舗や地元商店街と災害備蓄品の調達に関する協定をさらに推進していただきたい。

3、冬期間における防災対策について。

防災対策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、地域防災計画の見直し項目を検討することは必要であり、特に冬期間の防災対策は最重要課題である。

具体的には、避難場所及び避難経路の確保、避難路の除排雪、高齢者や障がい者、女性に配慮した避難所運営、暖房器具の整備や燃料の備蓄による防寒対策、停電時における非常用発電設備の設置、大雪による孤立した地区への情報通信手段の確保及び物資の輸送なども検討すべきである。

4、避難訓練について。

岐阜県笠松町で実施しておりました、災害図上訓練(DIG)とコミュニティ安心マップの作成は、大きな成果を上げており、本町においても積極的に導入するべきである。

また、東京都国分寺市で実施されていた地域防災リーダーの養成講座を開設するなど、防災リーダーの養成について、本町でも自治会、自衛隊、消防、役場退職者等の防災経験者の協力体制により取り組むべきである。

5、避難所について。

洪水時に使用不能な避難所の変更など、現在指定されている避難所の合理的な再配置とともに、障がい者・要援護者等に配慮した福祉避難所(福祉機能の配備)の配置、避難所運営マニュアルの作成、地域内の民間施設を一時的避難場所として活用するなど、避難所全般について見直しを検討すべきであると考ええる。

6、井戸の利活用について。

旭川市の「防災井戸の設置」や東京都国分寺市で実践されていた「むかしの井戸」などを参考にして、町内での現段階における地下水の利用状況を調査し、断水や初期消火など

の活用に加え、避難所付近に地下水を利用した防災井戸を整備するなど、積極的な地下水の利活用を図ることも必要である。

7、情報伝達手段の確保について。

大規模災害時の対応には、各自治会との協力を得ることは必要不可欠であることから、各自治会と行政等が連携した安全・安定した情報手段の確保に努めるべきである。

8、災害時要援護者避難支援制度について。

現在、希望者が申請書を提出して登録する、いわゆる「手挙げ方式」を採用しているが、この手挙げ方式では限界があるため、他自治体でも実施されているような要援護者本人に直接働きかけを行う「同意方式」や、個人情報保護条例における規定（目的外利用や会部提供が可能となるような手続）を踏まえ、平常時から関係機関等との情報を共有するなど、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、要援護者の把握に努められたい。

9、地域防災計画の周知について。

地域防災計画及び防災に関するパンフレットなど、町民に対する周知については、誰もが理解しやすい内容に配慮するとともに、高齢者や障がい者などに対する周知方法についても検討していただきたい。

現在、見直し作業が進められている、「美幌町地域防災計画」は、今後の防災対策の重要な位置づけとなることから、当委員会での調査結果に基づく意見を提言するので、中・長期的な取り組みを示し、災害時に迅速・的確に対処できる防災対策の確立に向けて、積極的な取り組みを行っていただきたい。

○議長（古舘繁夫君） それでは、委員長より報告を求めます。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 調査の結果につきまして、3点補足させていただきたいと思えます。

1点目は、被災状況シミュレーションに即した地域防災計画にかかわってであります。

具体的には、網走川や美幌川の氾濫、古梅

ダム決壊による洪水、地震や大雪に応じた避難方法など、北海道庁、近隣の大学・研究機関等の協力を得るなどして、災害状況シミュレーションに即した地域防災計画を策定していただきたいということであります。

2点目は、冬期間における防災対策についてであります。

去る11月27日には、暴風雪の影響によりまして、胆振西部を中心とした大規模停電が発生いたしました。災害対策本部における非常用電源の確保、各家庭での食糧、水、補助暖房の燃料の備えなど、道内の防災で弱点とされた冬の停電を再認識させられたところでもあります。ふだんから災害はあり得るという意識を持って、行政及び各家庭で備えを行っていただきたいということであります。

3点目は、避難訓練についてであります。

現在、冬期間の被災を想定した避難訓練を実施されていないということから、全地域を対象とした冬期間での避難訓練の実施を初め、降雨並びに降雪時の訓練についても検討していただきたいということであります。

また、全体を通して避難訓練への参加者が少ないということから、各自治会を中心に、子供から高齢者、障がい者などが避難訓練に参加しやすい取り組みについても検討していただきたいということであります。

「みずからの命はみずからが守る」という意識づけを、昨年発生いたしました東日本大震災を教訓といたしまして、日々行うことが環境的にも災害に強いまちづくりにつながっていくということであり、町民への啓発を怠らず、努力を重ねられることを期待いたしまして、委員長としての口頭報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） 委員長報告に対して、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長に対する質疑を終わります。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第8 報告第21号

○議長（古舘繁夫君） 日程第8 報告第21号経済建設常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に、報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○庶務係長（那須清二君） 3、調査の結果。

現在、国内においては東日本大震災による原発事故やエネルギーの海外依存体質脱却などから、エネルギー自給率向上とその安定化を目指し、地球環境に対して負荷が少なく、継続して利用でき、よりクリーンな自然界のエネルギーであるさまざまな再生可能エネルギーの導入が、各地で検討・推進されている。

こうした中、美幌町においても1万ヘクタールの農地が食糧生産の供給基地であり、生産・加工が雇用の場であるように、河川、用水路、豊かな日照、広大な森林など自然エネルギーの生産・供給基地へと変貌する可能性を秘めている。

町は、平成19年2月に、「美幌町地域新エネルギービジョン」を策定し、太陽光発電、木質バイオマス、バイオディーゼル、クリーンエネルギー自動車及び普及啓発活動の5項目を重点プロジェクトとして位置づけ、平成27年度までに平成17年度比0.75%のCO₂削減を目標に、再生可能エネルギーの導入を推進してきたが、その結果、平成23年度で既にこの目標値は達成することができた。

再生可能エネルギーのうち、小水力発電については、河川法の規制、送電網と需要先、冬期間の凍結、落差と流量が適した場所など、課題が多く困難と見られていたが、国において水利権等の許可制度の緩和の動きや、補助金、導入促進制度、税制での支援制度の拡充とともに、新たに再生可能エネルギーの

普及・拡大を目的として、平成24年7月からは固定価格買取制度がスタートするなど、国の政策も変化してきており、導入の可能性が見えてきている。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、エネルギー安定供給の確保と地球温暖化問題への対応を図るため、さらに再生可能エネルギーの導入を推進すべきであるとの考えから、浄水場における小水力発電の可能性について、道内外の先進地を視察・調査したので、その代表的な取り組みを紹介したい。

神奈川県南足柄市では、未利用エネルギーの活用を図るため、平成20年度より矢倉沢浄水場において、取水口からの落差を利用した小水力発電設備を導入している。

「地域新エネルギー等促進事業」により、補助率50%の採択を受け、総事業費3,800万円でインライン型の発電システムを設置し、年間12万キロワットを発電している。電力は、浄水場内の内外照明、監視システム、送水ポンプ等に利用することで、買入れ電力料金の低減を図り、余剰電力を東京電力へ売電し、水道事業の経営の効率化とともに、CO₂の削減にも努めている。

導入後の実績では、1年間の使用電力量を9割削減することができ、加えて売電による収入（23万円）も得ている。

札幌市藻岩浄水場では、初代水力発電を昭和59年から直営で開始した。その後、平成19年からは民間との共同事業方式に切り替え、年間発電量は約315万キロワットで、年間収支としては約1,250万円の経済効果を得ている。

共同事業方式のメリットとしては、民間の専門技術により運用が可能であり、札幌市水道局として技術者の専任が不要で、民間事業者による設計・建設・維持の一括管理により、市としての初期投資が不要になり、また、支出額の平準化が図られる等が上げられる。今後、新たに小水力発電を別の浄水場に設置することも検討しているとのことであった。

以上のとおり、先進地も含め調査・検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告する。

また、本委員会として、町内での地域資源と再生可能エネルギーの可能性について調査・研究する中で、「木質バイオマス」についても意見の集約を見たのであわせて報告する。

(1)日並浄水場における小水力発電の可能性について。

ア、小水力発電には、法令上の制約が多いが、日並浄水場は既に水利権の許可を得ており、新たな許可手続や必要な書類等は簡素化が図られるため、導入がしやすい。(従属発電)。

イ、浄水場の特性から、天候の影響やごみの流入が少なく、水量が安定しており、小水力発電に適している。

ウ、夜間の水道利用の減少が問題であったが、大口利用者に対する減免措置の創設により、給水量が増加し利用拡大が図られ、24時間安定した流量・水圧を確保できるようになってきている。

エ、浄水場内発電は、災害時における電源確保に有効なため、より安定した電力の確保が図られる。

オ、太陽光発電や風力発電と比較すると、自然環境の変化に左右されずに昼夜、年間を通して安定した電力を得ることができ、設備利用率が太陽光の5倍から8倍と高く、売電や自家消費に向いており、経済性にもすぐれている。

以上の理由により、浄水場内における小水力発電は大変有効で、積極的に導入を推進すべきである。

(2)木質バイオマスについて。

本町の森林面積は2万7,000ヘクタールと総面積の約62%を占め、ここで発生する追い上げ材、間伐材等は林地残材としてほとんどが利用されず、林地にそのまま廃棄、放置されているのが現状である。

しかし、これらの林地残材等は有効な資源

であって、熱量(LPガス)に換算して全世帯の4分の1以上を賄う熱量に相当し、近未来を考えると、少しでも原発や化石燃料に頼らない地域資源の有効活用による循環型社会の実現の上でも、町の政策として林業の活性化、雇用の創出、自然保護の面からも合理性があり、積極的に推進することを次のとおり提言する。

ア、ペレット産業の安定化を図る上でも、公共施設で積極的に導入を推進し、ペレット原価の抑制を図ることが必要である。

イ、家庭への普及については、地元でのペレット生産・配送・貯蔵・灰処理などのシステムづくりが必要である。

ウ、灯油との価格差解消のため、ペレット使用量に対し助成をするなど、新たな補助制度の創設も今後十分論議すべき課題の一つである。

以上のとおり、再生可能エネルギーの取り組みとして、これら小水力発電や木質バイオマスを公共施設において、率先して導入していくことにより、町民に対する普及啓発と地域の活性化にもつながることを強く指摘し、委員会としての報告としたい。

○議長(古舘繁夫君) それでは、委員長より報告を求めます。

13番橋本博之さん。

○13番(橋本博之君) 経済建設常任委員会では、ただいまの委員会報告にあるとおり、浄水場における小水力発電の可能性について調査・検討する中で、美幌町の地域資源と再生エネルギーの可能性全般についても調査・研究をしてきましたので、その他の再生エネルギーについて、口頭にて報告いたします。

太陽光発電について。

美幌町周辺は、北海道の中でも日照率が比較的多い地域であり、普及の可能性が高く、住宅リフォーム促進事業や住宅用太陽光発電システム設置モニター委託事業、さらには再生可能エネルギーの固定買取制度により、一般住宅については一層普及が進んでいる。

また、メガソーラーについても民間事業者の参入により、発電が実施される場所であるが、大規模な土地の確保が必要であり、利用されていない公共用地の活用など、さらなる普及の可能性についても検討を要する。

風力発電について。

大型発電は、NEDOの風況マップから美幌峠付近で、6メートル毎秒以上の平均風速があり有望であるが、国立公園内であること、渡り鳥飛来経路、送電網、連絡道路などの整備が必要なことに加え、景観などの解決すべき課題が多いと考える。

畜産バイオマス。

町内の農地面積に対して畜産の比率は低く、ふん尿は堆肥化で、土壌に還元しているのが現状で、発電に至るほどの安定的な堆肥の確保が難しい。

また、先進地の視察については、先ほどの報告で説明したところではありますが、その他の先進地として特徴的な町をこの場で報告させていただきます。

山梨県都留市。

都留市は富士山からの水に恵まれ、明治時代から絹織物の動力源や水力発電も行われており、こうした歴史を参考に身近な水力でエネルギーをつくり、地域活性化しようと市民グループでつくる「都留市エネルギー研究会」が結成され、流量調査・発電実験を経て、市に対して政策提言をしている。

平成16年、市は、市制50周年のシンボルとして市内に開放型の木製水車を設置する。補助金のほか、住民参加型の公募債を活用することにより、景観や教育上の効果はもとより、生活環境の意識改革にも役立っている。今では3基の水車により、市役所使用電力の約8割の電力を賄っている。

高知県梺原町。

梺原町は、持続可能な地域づくりを目指した町政を展開しており、エネルギー・食糧とも自給率100%を超えた町として、暮らしと自然が共生できる循環型社会に取り組み、再生可能エネルギーでは風力発電、太陽光発

電、水力発電、地熱利用、間伐材のペレット化など、さまざまな事業に取り組んでいる。

水力発電では、梺原川のわずか6メートルの落差を利用して発電を行っている。発電された電力は、昼は中学校に、夜は街路灯（82基）に使用し、土日の余剰電力は売電を行っている。年間発電量は262万キロワットとなっている。

梺原市川西発電所。

農村地域の無電灯地帯解消目的で、昭和27年に稼働開始。後60年以上稼働し続けている、道内唯一農業協同組合が運営する発電所である。発電した電気は、現在は北電へ売電している。出力は、常時120キロワット、大きなメンテナンス、故障も60年間ほとんどないとのことである。退職農業者3人が管理人となり、1週間交代で寝泊まりで受け持っているとのことであった。

ニセコ町。

平成22年に緑の分権改革により、小河川にマイクロ水力発電についての実証実験を行っている。その後改良を加えながらも、現在も設置されているのを視察させてもらった。発電場所から需要のある場所との距離が遠いことや、定期的なメンテナンスが必要など、課題も多いとの説明があった。実用化に向けて、今後期待をしたい。

以上、当委員会の報告が浄水場における小水力の発電の推進の一助となるとともに、本町の再生エネルギーの発展に少しでも役立つことを期待して、委員長としての口頭報告とさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 委員長報告に対して、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、委員長に対する質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第 9 認定第1号から
日程第14 認定第6号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 認定第1号平成23年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号平成23年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号平成23年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第5号平成23年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第6号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上、6件を一括議題とします。

この件につきましては、平成24年第7回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果報告書の「審査の結果」以降について、職員に朗読させます。

○議事係長（水上修一君） 3、審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)一般会計全般について。

平成23年度一般会計決算及び同特別会計決算について審査した結果、美幌町財政運営計画の中長期視野に立ち、地方交付税や国庫支出金・道支出金が落ち込む中で、徹底した経費の節減、行政のスリム化を図りながら、国の経済対策を積極的に活用するなど財政運営に取り組んだ結果、町税の伸びもあり、実質収支では9,186万4,000円の黒字となった。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つである実質公債費比率は、町債の新規発行抑制策と公的資金補償金免除繰上償還の効果もあり、

地方債の発行に国の許可が必要とされる目標値の18%を大きく下回る13.9%となった。さらなる削減に期待するものである。

さらに町税における収納率は前年度より0.4ポイント増の94.6%と、景気低迷が続く中で職員の努力は大いに評価するものであるが、一般会計全体における収入未済額は1億7,146万2,000円となっている。町民負担の公平性の観点からも収納対策向上のため、収納体制の組織強化を検討されたい。

一方、地方交付税や国庫支出金・道支出金などの依存財源が大きく減少するなど、依然として財源確保は厳しい状況となっており、今後、社会保障制度や福祉施策に対する義務的経費の負担がますます増大されることから、なお一層の自主財源確保に向けた取り組みを推進されたい。

(2)国民健康保険特別会計について。

国民健康保険は、医療技術の高度化等により、退職被保険者に係る医療費が前年度に比べて大きく伸びており、今後においてもこの医療費の増加傾向は続くと想定される。

このため、町立国民健康保険病院及び町内開業医との連携により、特定健診や各種検診の受診者の拡大を図り、早期発見、早期治療による医療費削減に積極的に取り組むことを望むものである。あわせて、しゃきつとプラザなどの既存施設を活用し、被保険者の健康増進のための対策を引き続き講じられたい。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（古舘繁夫君） 一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 それでは、口頭報告を行いたいと思います。

まず1点目としまして、未収金対策についてです。

美幌町全体における未収金総額は3億7,565万1,000円となっており、各種未

収金の収入確保に当たっては、町税等収納向上対策本部において、統一基準日による一斉催告の実施や情報交換などの取り組みにより、収納向上に努力されていることは評価いたします。今後、収納対策向上のためにも早急に債権管理条例や行政サービス制限などの債権回収業務の一元管理に取り組むなど、全庁挙げての組織強化に努められたい。

また、多様化・複雑化する日常業務がふえていることから、職員の資質向上のために専門分野などの各種研修予算の充実についても検討されたい。

2点目といたしまして、国民健康保険全般についてです。

国民健康保険の退職被保険者に係る療養諸費が、前年度に比べて20.3%の増加となっており、今後も医療費の増加傾向は続くと考えられます。しかしながら、民生部を中心に一丸となって取り組んだ成果として、平成23年度における特定健診件数が平成22年度の973人から1,259人、受診率についても22.7%から30.3%、情報提供についても85件から330件と、大幅に向上していることについては評価したいと考えています。

日常的に介護を必要としない自立した健康生活ができる期間を示す「健康寿命」が公表されていますが、町民の「健康寿命」を少しでも長く伸ばすためにも行政と町民が一体となった健康づくりに、一層の取り組みを期待したいと考えています。

3点目、地域経済を取り巻く環境についてです。

審査意見には触れませんでした。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加における本町での影響額を試算した結果、単年度でも約308億円を超えることから、TPP協定阻止に向けて引き続き努力されたい。

また、本町の基幹産業である農業振興のための「てん菜作付奨励事業補助金」や地域活性化を図る「住宅リフォーム促進事業」などの継続に加え、新たな基幹産業を核とした雇

用創出の確保や新エネルギー施策など、積極的な地域振興策を推進されたい。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第15 認定第7号から

日程第16 認定第8号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第15 認定第7号平成23年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第16 認定第8号平成23年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題とします。

この件につきましては、平成24年第7回定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果報告書の「審査の結果」以降について、職員に朗読させます。

○事務局次長（荒井紀光子君） 3、審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、両会計ともに適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)水道事業会計について。

給水人口が年々減少していることに加え、水道利用者の節水意識の向上に伴い、年間給水量である有収水量は年々減少傾向にあるものの、漏水箇所の早期発見、老朽管の修繕などを行った結果、無収水量もまた大きく減少したことから、有収率が前年度に引き続き増加し、当年度も全道で最上位となっていることは評価に値する。

水道ビジョンに沿った経営と給水確保のための努力は認められるものの、給水人口の減少等に伴い、給水収益の減少傾向が顕著であるため、大口利用者対策を含め、引き続き給水収益の確保、増収を図られたい。また、有収率のさらなる向上を目指し、老朽管の更新を優先課題として取り組みを強化されたい。今後も無駄のない経営に努めるとともに、将来を「持続可能な水道を目指した運営・管理の強化」及び「安全・快適な給水の確保」のため、鋭意努力していただきたい。

(2) 病院事業会計について。

入院、外来とも延べ患者数がわずかずつ減少しているものの、外来では新規の患者を含め実患者数が増加しており、手術数の増によって入院における医業収益が増加したことから、入院と外来を合わせた医業収益が前年度を上回る結果になったことを評価するとともに、職員一丸となった病院経営改善項目の推進に向けた努力を評価したい。

しかしながら、安定した病院経営が求められることから、目前に迫っている不採算地区病院に対する特別措置の打ち切りによる減収への対応を早急に取り組む必要がある。また、未収金の収納について、患者負担の公平を期すため、さらなる対策を講じていただきたい。

加えて、确实、安全な医療を提供するために医療機器の活用、町内開業医との病診連携・病病連携及び保健・福祉との連携を視野に入れた病院経営に、なお一層の努力を傾注されるとともに、医療体制充実のため、引き続き医師確保に努められたい。今後とも地域の中核病院としての役割を果たすことを念頭

に、予防医療、在宅医療も視野に入れ、町民のための町立病院を目指していただきたい。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（古舘繁夫君） 企業会計決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君）〔登壇〕 補足意見として、水道会計と病院会計について2本。

水道会計につきましては、審査意見でも触れておりますが、家庭用・業務用とも使用水量が前年度に比べ減少し、営業収益も前年度に比べ1.6%減少しているものの、経営全般において経費削減と利益確保に努力されていることを評価したい。しかしながら、収納対策にも引き続き努力されたい。

老朽管の更新については、生活道路の補修と重なる部分が想定され、社会資本整備として多額の費用、時間が必要と判断するが、水道管路整備事業に基づき年次的に取り組まれ、将来に向けての水の安全と給水確保にさらなる努力を望みたい。

また、書類の記載の鉛筆書き、訂正の仕方に不備などが見受けられた。書類の整理、管理等事務処理の適正化、統一化を図られたい。

続きまして、病院事業会計についてであります。

人件費の効率を図るため、また余裕を持った医療体制を確立するため、常勤医師の確保に努められたい。

減価償却に係る帳簿の整備と管理、伝票の記載に不備が見受けられた。事務処理の適正化、統一化を図られたい。

未収金の収納を強化するため、徴収専門の担当者の配置などを検討されたい。

最後になりますが、不納欠損処理を含め、債権管理のためのルールづくりを検討されたい。

以上、補足意見でございます。

○議長（古舘繁夫君） 委員長報告に対する

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第7号及び認定第8号についてを一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

暫時休憩をいたします。再開は、11時25分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 承認第9号

○議長（古舘繁夫君） 日程第17 承認第9号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の8ページをお開きいただきたいと思います。

承認第9号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の9ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

衆議院議員総選挙に係る事務執行のため急に要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成24年11月16日、美幌町長土谷耕

治。

記以下につきましては、次の11ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、先ほど申しましたとおり、衆議院議員総選挙の執行に伴います補正予算でございます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億561万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げますので、21ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますけれども、衆議院議員総選挙に係る費用といたしまして、今回補正を行うものでありまして、まずは衆議院議員選挙費といたしまして717万2,000円、また、選挙事務に従事する職員の時間外手当といたしまして430万3,000円の補正を行おうとするものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、19ページにお戻り願いたいと思います。

今回の選挙費用について、すべて道からの委託金に財源を求めるものでございまして、1,147万5,000円の増額補正でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第9号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願

います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第18 同意第4号

○議長（古館繁夫君） 日程第18 同意第4号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第4号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員杉本義明氏は、平成24年12月24日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

記。住所、美幌町字大通北4丁目2番地の8。氏名、菅原雅之さん。生年月日、昭和34年12月16日でございます。

固定資産評価審査委員会の委員は3名おりました、このうち1名が任期満了ということと、後任の部分について議会の同意をいただきたいというものでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第4号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第19 議案第52号

○議長（古館繁夫君） 日程第19 議案第52号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

主な改正目的でございますけれども、本年度、町全体の減免規定について見直しを行ったところでありますが、その中で今回の美幌町税条例の減免規定につきまして、減免基準を明確化するため所要の条文改正及び文言を整理しようとするものでございます。

改正内容でありますけれども、まず一つ目といたしまして、減免規定の文言について、税目によって異なっているための減免することができるという文言に統一をしようとするもので、一つは町民税、固定資産税について、それぞれ「減免する」という規定がございますが、これらについて統一を図って「減免することができる」というふうに改めたいというものでございます。

次に、1番目の町民税でございますけれども、まず第44条第2項では、減免申請の申請期限を規定しておりますけれども、生活保護減免につきまして保護決定まで相当期間を要することから、新たに生活保護を受ける者について、申請のあった日以後に到来する納期分から適用させるため、例外規定を設けるものでございます。

次に、2番目の固定資産税でございますけ

れども、固定資産税につきましては、先ほどの減免規定のほかに生活困窮による減免対象者規定の文言についても、税目により異なっているため統一を図るものでございまして、生活保護法の規定による保護に改めようとするものでございます。

また、さらに現規定では自然災害のみを対象にしていたものを、火災などによる人的災害についても対応するための改正を行おうとするものでございます。

次に、3点目の軽自動車税でございますけれども、自動車税の課税免除における身体障害者等の規定を準用し、道税と整合を図るための改正を行うものでございまして、具体的には歩行困難なもののほか、これは現規定でございます。これらをすべての身体・知的、あるいは精神障害者を対象とする改正をしようとするものでございます。

次、4点目でございますが、国民健康保険税についてであります。この関係につきましては、町民税と同様、生活保護の新たな保護を受ける方の例外規定を設けるものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日から適用をさせようとするものでございます。

なお、参考資料の2ページから4ページに、新旧対照表を貼付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第53号

○議長（古舘繁夫君） 日程第20 議案第53号美幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号美幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例制定について。

美幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正目的でありますけれども、平成24年度は4年に一度というサイクルの中での使用料・手数料の見直しの年でございます。その見直し調査によりまして、各条例の徴収免除及び減免規定に公の扶助を受けているもの等の条文があり、その対象が不明確なことから、主にその文言整理を行うというものでございます。

改正内容でありますけれども、まず美幌町手数料徴収条例の一部改正でございますが、第4条第1号につきましては文言の整理でありまして、「公文書、図面の類」を「公文書等」に改めるというもののほか、これは新旧対照表6ページにございますけれども、旧3号、これは先ほど改正目的で言いました公の扶助の関係ですけれども、この関係は第5号、これはその他町長が特別に必要と認めるものという規定でございます。これに包含をいたしまして、新4号といたしまして旧4号、これは法的なものでございます。旧4号を、文言を整理いたしまして新3号に、ということの整理をしようとするものでござい

す。

次に、2番目にあります美幌町墓園等条例の一部改正、それから3番目の美幌町公共下水道受益者負担金等条例の一部改正、それから4点目の美幌町個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例の一部改正、この3点につきましては減免対象者の規定が不明確な現在は「公の扶助」、あるいは「公の生活扶助」となっておりますけれども、これらを統一をして、「生活保護法による保護」に改めようとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からということでございます。

新旧対照表につきましては、6ページから7ページに添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第53号美幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第54号

○議長（古舘繁夫君） 日程第21 議案第54号美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第54号美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町集会室条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正目的でございますけれども、旧釧路地方務局美幌出張所を平成24年11月7日所有権移転登記が完了いたしましたとともに、今月の12月17日工事完成予定で、今、改修工事を行っているところでありますが、これらのことから現在のみなみまち集会室として供用開始をすることに伴う、位置（所在地）の変更改正でございます。

改正内容につきましては、みなみまち集会室の位置の改正ということで、現美幌町字東1条南3丁目10番地の2を美幌町字東1条南3丁目5番地の1に、位置を改めようとするものでございます。

施行日につきましては、平成25年1月1日でございます。

なお、9ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） ただいま17日に完成の予定ということで説明いただきましたけれども、この集会室を利用する関係自治会のほうには、完成後の施設の案内とかそんなようなこと、年内計画があるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 工期が17日完成ということで、現場のほうは一応の完成を見ているということでありますけれども、まだ検定はいたしておりません。検定後、我々もまだ見ていないので、早急に見たいと思っ

ておりますけれども、その後、そのようなことを検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第54号美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第55号

○議長（古舘繁夫君） 日程第22 議案第55号美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の27ページをお開きください。

議案第55号美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町道路占用条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の10ページをお開きください。

資料4（議案第55号関係です）。

改正目的は、使用料及び手数料の見直しに伴い、道路占用料について単価の改正を行うものであります。

平成23年4月1日より改正されました道の単価に準じて、本町も改正を行うものであります。

改正内容は、別表に規定する区分及び単価の改正となりまして、内容については別紙のとおりであります。

施行日は、平成25年4月1日です。

以上御説明申し上げましたので、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今の説明で道の単価に準じるということで、北海道のほうが多分下げたのかなと思うのですが、この理由等があればちょっと御説明願いたい。

また、美幌町が下げるに当たって、入ってくるお金がどのぐらい変わるのかだとか、その辺について若干質問いたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） まず道のほうは、先ほど言いましたように平成23年、国と同じ形で4月1日より改正されております。

それで考え方なのでございますけれども、平成20年の見直しの中で従前17年にしましたけれども、国・道に準じた形で平成20年度からする形でやっております。今回、国・道、地価の下落ということで平成23年4月1日より単価を改正しましたけれども、20年より平均公示価格も15.6%という形で減額になりまして、それに合わせた形で道の単価も今回減額されて、そのような形の部分で準じております。

主な占用物件は、北電とNTTの部分なのでございますけれども、減額の大まかな部分で約90万円ぐらい減額となります。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 参考資料の11ページに、新たに旗ざおとか幕というのが、この中で改正後に定められることとなりますけれども、この中に祭礼・縁日その他の催し物云々ということで書いてありますけれども、例えば単純な質問ですけれども、神社の祭典だとか、ふるさと祭りのいろいろなイベント

等でこういうものがあつたら、新年度から新たにこれと言うと、日、1本10円だとかこういうような形で占用料金を徴収する対象となるのか、その辺についてお聞かせいただきたいのです。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今、事例で申し上げられたほかにも商店街のいろいろな部分もありますし、移動の部分もありますけれども、基本的にこれは占用物件という形で申請があれば、当然、占用料がかかります。

なおかつ、町長の減免規定がありますので、内容の部分の公共公益的な部分については減免するということになっていますので、今のところ新しくなつたとしても、検討するとしても、多分そういう部分の中で減免規定を利用することになると思います。

T P Pの関係の旗のやつもちょっと言われたのですが、そういう部分についても申請があれば、本来的には占用になるのですが、公益的な部分という中で、町長が減免をするという形になると思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第55号美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、1時30分といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開きましたので、副委員長から、その結果について報告を求めます。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。

議案審議が円滑に進んでいることから、日程第23 議案第56号の次に、第3日目に予定しておりました議案第57号から議案第64号までの議案8件、陳情第2号、報告第22号から報告第25号までの報告4件、閉会中の継続調査について、以上の日程をお手元に配付した日程追加事件といたしまして、本日の日程に追加することといたしたい旨であります。

なお、本定例会に付議された全ての案件を本日、第2日目で審議することになりますので、会期は当初の3日間から2日間へ変更といたします。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いいたしまして、議会運営委員会としての報告をいたします。

◎追加日程の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会副委員長から報告のあつたとおり、日程第23 議案第56号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についての次に、議案第57号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について、議案第58号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第59号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第60号平成24年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第61号平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、議案第62号平成24年度美幌町個別排水処理特別

会計補正予算（第1号）について、議案第63号平成24年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第64号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について、陳情第2号東町集会室の建て替えに関する陳情について、報告第22号専決処分の報告について、報告第23号定期監査報告について、報告第24号財政援助団体監査報告について、報告第25号例月出納検査報告について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第14までとし、それぞれ議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から第64号まで、陳情第2号、報告第22号から第25号まで及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第14までとし、それぞれ議題とすることに決定しました。

◎日程第23 議案第56号

○議長（古館繁夫君） 日程第23 議案第56号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の29ページをお開きください。

議案第56号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町普通河川条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の15ページをお開きください。

資料5（議案第56号関係）。

改正目的は、使用料及び手数料の見直しに伴い、普通河川の土地占用料について単価の改正を行うものです。

平成24年4月1日に改正されました道の単価に準じて改正を行うものであります。

改正内容は、別表に規定する流水占用料、土地占用料、土地採取料その他の河川産出物採取料について、区分及び単価の改正となりまして、内容については別紙のとおりであります。

施行日は、平成25年4月1日です。

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 議案第57号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第1 議案第57号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第57号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ845万1,000円を減額し、歳

入歳出それぞれ95億9,716万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表、債務負担行為補正」で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表、地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、議案の37ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

事項といたしましては、庁舎オルフィス借上料、これは本庁舎2階に設置しております印刷機でございますが、平成19年4月からリースをしているものでございます。耐用年数は7年、もしくは600万枚となっておりますが、11月19日現在で613万枚ということで、枚数的に耐用を上回っております。そのような中で、特に今年度に入ってから紙詰まり等の故障が頻繁に発生いたしまして、業務に支障を来しておることから、今回補正により更新をお願いしたいというものでございます。

今までと同様5年リースでの導入ということで、期間につきましては平成24年度から平成29年度、限度額につきましては548万7,000円ということでございます。

それでは、次に地方債の補正でございます。議案の38ページをお開きいただきたいと思えます。

第3表、地方債補正について御説明を申し上げます。

起債の目的であります。

まず、リサイクルセンター施設整備事業40万円の減額補正でございますけれども、この事業につきましては、その他プラスチックの減容機の更新でありまして、入札減に伴います減額でございます。

それから、次の食料供給基盤強化特別対策事業、公営住宅灯油集中供給設備改修事業、埋蔵文化財発掘調査事業、文化ホール整備事業これらにつきましては、まず最初に、一番最後の文化ホール整備事業でございますが、この事業に対しましては地域づくり総合交付金、これは道単の補助金でございますけれども、昨年度に引き続き満度の1億円が交付決定されたことによります減額、さらにはこの4本の事業についてでございますが、いずれも交付税措置のない地方債でございます。

そのような中で、今回、普通交付税の決定、あるいは繰越金の予算化に伴いまして、今回財源調整が可能になったということから、全て発行を減額し、いわゆる新発債、新しい起債の発行を抑制をして後年度の負担を軽減をさせようということから、全て全額減額をしようとするものでございます。

その次の臨時財政対策債でございますが、これは交付税にかわる起債でございますけれども、限度額が変更になったことによる減額ということで、460万円の減額補正でございます。

最後の道路橋梁施設災害復旧事業でございますが、この事業につきましては、町道第25号道路の鶴鴿橋について、補助災害の復旧事業として認定になったことから、補助裏であります部分について充当率100%、交付税措置95%の地方債を補正をしようとするものでございます。

このことによりまして、地方債の合計は補正前7億6,970万円から、補正後5億6,260万円になるものでございます。

それでは、次に、歳出を御説明いたしますので、議案の49ページをお開き願いたいと思えます。

歳出の主な補正理由でございますけれども、年末における実績を踏まえまして、執行見込みの整理を行おうとするものでございますが、それ以外の補正について御説明を申し上げます。

まず、中ほどの総務費の一般管理費、臨時

職員共済費等 8 万 5,000 円の増額でございますが、東日本大震災に係る公務災害の給付金などに充てる特別負担金が増額となったものでございます。

次の事務機器等借上料 2 万 8,000 円の増額であります。先ほど債務負担行為補正で御説明をいたしました庁舎の印刷機の借上料の 24 年度分といたしまして、25 年 1 月から 3 月までの 3 カ月分について増額補正をしようとするものでございます。

次の庁舎管理事業の社会保険料等 2,000 円でございますが、この後、各費目において社会保険料等の増額補正がございますが、この件に関しましては、保険料の改定によるものでございます。

次の企画費、積立金 77 万円の増額でございますが、8 月 27 日から 11 月 9 日までに御寄附をいただきましたふるさと寄附金、37 件分に係るふるさとづくり基金積立金でございます。

次の生活バス路線維持事業の修繕料 5 万 2 万 8,000 円の増額でございますが、町営バス報徳線の修繕料の増額でございます。

次の生活バス路線運行維持費補助金 4 万 8 千円の増額補正につきましては、実績による増額でございます。

先ほど、起債の地方債の中でリサイクルセンターの施設整備事業の内容で、その他プラスチックの減容機と申し上げましたが、ちょっと修正させていただきたいと思っております。正確にはペットボトルの減容機でございます。失礼いたしました。

次に、議案の 51 ページをお開きいただきたいと思っております。

財政調整基金積立金でございますが、2,231 万 2,000 円の増額でございます。まず 9 月 26 日、東 1 条南 4 丁目 1 番地にお住まいの大谷啓子様から、公共施設整備に役立ててほしいと 100 万円の御寄附いただきました。また、今回の財源調整で公共施設整備基金へ 2,131 万 2,000 円を積み立てをしようとするもので、トータルで 2,2

31 万 2,000 円を増額しようとするものでございます。

公共施設整備基金の積立金の考え方といたしましては、病院の医療機器更新分の一般会計からの繰り出し分につきまして、将来にわたる負担分を積み立てをしようとするものという考え方でございます。

次、中ほどになりますが、民生費、社会福祉総務費の積立金であります。40 万円の増額でございますが、2 点ございます。1 点は 9 月 22 日、社会医療法人恵和会チャリティゴルフコンペ並びに懇親会参加者一同様から、社会福祉に役立ててほしいと 10 万円の御寄附をいただいたものと、10 月 28 日、松緑神道大和山美幌支部支部長、永澤則次様から、しゃきっとプラザの施設整備に役立ててほしいと 30 万円の御寄附をいただきましたので、福祉基金へ積み立てをしようとするものでございます。

次の国民健康保険特別会計繰出金 150 万円の増額でございますが、これにつきましては 2 点ございます。まず 1 点は、出産育児一時金に係る繰出金の増ということで、出産の件数が見込み 35 件が 42 件にふえたということによる繰出金の増、それから国民健康保険特別会計の関係で人事異動に伴う人件費の減が 46 万円の減ということでございます。

次に、高齢者福祉費の一般事務費の臨時職員賃金 6 万 4 千 200 円の増額補正でございますけれども、9 月 1 日の人事異動に伴いまして、高齢者福祉担当の職員が 1 名減となりました。業務多忙の中、臨時職員を 3 月まで雇用するというので 6 万 4 千 200 円の増額をしたいというものでございます。

次、53 ページをお開き願いたいと思っております。

一番上段にあります後期高齢者医療費の減ということで、療養給付費負担金 1,118 万 1,000 円の減額補正でございますが、これにつきましては平成 23 年度分の精算でございます。

次に、後段のほうになりますが、児童福祉

費の保育園費、施設維持管理事業の中の修繕料17万5,000円の増額でございますけれども、東陽保育園の避難誘導灯の経年劣化によるふぐあいから、3台の更新をしようとする増額補正でございます。

次の55ページをお開きいただきたいと思っております。

保健衛生総務費の中の補助金、病院事業会計補助金79万7,000円の増額であります。これにつきましては病院事業会計への児童手当の増と医師等の研修費の増額分でございます。

その次、清掃費でありますけれども、工事請負費、リサイクルセンターペットボトル減容機整備工事の48万3,000円の減額補正は、入札執行残によるものでございます。

次に、農林水産業費、農業振興費のエゾシカ対策事業、農作物獣害対策事業補助金30万1,000円の減額でございますが、駆除数の減ということで350頭を見込んでおりましたけれども、実績が247頭になったことによる減額でございます。

次、57ページをお開きいただきたいと思っております。

林業費、林業総務費の林業推進事業費の増、積立金169万6,000円でございますが、これにつきましてはまず森林整備協定による寄附金といたしまして、9月18日、コープさっぽろ様から18万8,071円の御寄附をいただいたこと、それから同じく10月24日、株式会社宮田建設様から33万3,000円をいただいたこと、ほかによる増額。さらには、9月6日、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から200万円を御寄附をいただいたもののうち、森林整備にということで117万4,000円を、未来への森林づくり基金へ積み立てるものでございます。

次の町有林造林事業費の増、土地購入費252万6,000円の増額でございますが、企業の森と森林整備に係る山林購入費用でありまして、詳細につきましては、後ほど経済

部長から御説明があります。

次に、土木費でございます。道路橋梁維持管理事業費の光熱水費119万5,000円の増額でございます。これにつきましては、電気料金に当面の間ということで、再生可能エネルギー発電促進賦課金、さらには太陽光発電促進賦課金が創設されたことにより、特に電気料金の予算規模が大きい街路灯について予算不足となる見込みであることから、今回増額補正をしたいというものでございます。

次の修繕料415万円でありますけれども、この内訳につきましては、日の出地区の冠水対策として425号、412号道路、通称あけぼの通りと448号道路、これは学園通りの北側になりますけれども、雨水排水管の設置、あるいは布設がえ、さらには本年の降雨量日が多かったことによります道路及び附帯施設の修繕が、見込みよりもふえたことによる増額をしたいというものでございます。

次の59ページをお開きいただきたいと思っております。

消防費でありますけれども、美幌・津別広域事務組合負担金として53万8,000円の増額であります。これにつきましては、人事異動に伴う人件費の増及び団員の増ということで、見込みから3名の団員がふえたことによる被服費等の増額でございます。

このページ、一番下になりますけれども、教育費の中学校費、学校管理費の修繕料42万3,000円の増額補正であります。美幌中学校の消防設備について、点検によりまして発覚した蓄電池の交換等について、修繕等を行うための増額補正でございます。

次、61ページでございます。

社会教育施設費、上から2段目になります。修繕料22万2,000円増額補正でございますが、マナビティーセンター受電装置における高圧交流負荷開閉器の動作不良による交換のため増額をしたいというものでございます。

次の段、図書館費、活動促進事業の消耗品費10万円の増額でございますが、10月9日、網走地方法人会美幌支部、支部長、長岡敬幸様から、社会貢献事業の一環といたしまして図書館の蔵書充実に役立ててほしいと10万円の御寄附をいただいたもので、図書を購入しようとするものでございます。

次、博物館費の博物館運営事業、原材料費82万6,000円の増額でございます。これにつきましては、10月24日、東京都にお住まいの柳瀬俊泰様から、絵画を5点寄贈いただきました。その絵画の額縁を先ほど林業費で御説明いたしました、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から御寄附をいただいた200万円のうち、82万6,000円を額縁購入費に充当しようとするものでございます。

次、一番下の段になりますが、保健体育費、体育施設費の修繕料210万円の増額でございます。これにつきましては、あさひ体育センターの暖房機の老朽化による異常箇所が指摘されたことにより更新するものでありまして、現在の暖房機、ボイラーでございますけれども、62年に設置したものであります。体育センターは2基のボイラーで暖房を賄っておりますけれども、1基は既に更新済みでありまして、最後の1基を今回更新しようとするものでございます。参考までに、耐用年数15年のところ25年を使用しているものでございます。

次に、63ページをお開きいただきたいと思っております。

公債費でございます。

元金の償還金利子及び割引料ということで、49万1,000円の増額でございますが、これにつきましては平成13年度債が10年後の利率見直しということで、契約上10年後に見直しをするという契約になってございます。10年を経過いたしまして、今回の見直しによりまして元利の内訳が変更になったことによりまして、平成24年度の元金償還額が増額となることによる増額補正で

ございます。

次の利子1,111万円の減額補正でございますが、同じく23年度債の見直しによるものと、元金と同じ内容によります減額補正でございます。

次、職員給与費の期末・勤勉手当60万円の増額につきましては、人事異動に伴います会計間の増減による増額補正でございます。

次、一番下の段になります。災害復旧費であります。道路橋梁災害復旧事業費ということで244万1,000円の増額でございます。消耗品につきましては工事雑費ということで工事費の1.5%分、それから工事請負費ということで、これは先ほど地方債で御説明いたしました第25号道路鶴鶴橋の災害復旧工事でございます。240万5,000円の工事請負費でございます。

工事請負費の詳細につきましては、後ほど建設水道部長から説明があります。

それでは、歳入を御説明いたしますので、議案の43ページにお戻り願いたいと思っております。

2段目になります地方交付税の増、1億5,094万9,000円でございます。これは普通交付税の決定に伴う増額でございます。対前年6,421万2,000円の増の今年度の普通交付税は38億9,094万9,000円となったところでございます。

次の保育料負担金の減585万9,000円の減でございますけれども、入所人数の減ということで、見込み120名から104名に、16名減少したということでございます。

このページ、一番下になります国庫支出金、道路橋梁施設災害復旧事業補助金192万3,000円につきましては、歳出で先ほど御説明いたしました補助災害復旧事業費の国庫補助金でございまして、補助率は80%であります。

次の45ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2段目、地域づくり総合交付金7万

円でございますが、これにつきましてはエゾシカ緊急対策事業で捕獲奨励金の町負担額のうち、8割の特別交付税措置を除く2割について、道単の交付金が交付決定されたものでございます。

次の地域づくり総合交付金1億円の増額につきましては、文化ホール整備事業に対しまして、昨年度に引き続き年間限度額であります1億円が交付決定されたものでございます。

次の物品売払代の増65万5,000円につきましては、和牛まつり用肥育牛1頭分の売払代でございます。

次、寄附金であります。

一般寄附金100万円の増額でございますが、9月26日、東1条南4丁目1番地にお住まいの大谷啓子様から御寄附をいただいたものでございます。

ふるさと寄附金の増277万円につきましては、8月27日から11月9日にかけて38件のふるさと寄附金の分でございます。

社会福祉費寄附金の増40万円につきましては、先ほども御説明いたしました但、一つには、9月22日の社会医療法人恵和会様からの分と、10月28日、大和山様からの御寄附の分でございます。

図書費寄附金につきましても先ほど御説明いたしました網走地方法人会美幌支部様からの分でございます。

林業費寄附金の増につきましては、先ほども御説明しましたコープさっぽろ様からの寄附と、株式会社宮田建設様からの御寄附の森林整備協定による寄附金分でございます。

基金繰入金、財政調整基金繰入金の減1億512万1,000円の減額補正につきましては、今回の財源調整をするものでございまして、このことによりまして年度末の財政調整基金の残高は、8億9,662万6,000円となる見込みでございます。

次の未来への森林づくり基金繰入金の増252万6,000円につきましては、歳出の

林業費で御説明いたしました町有林土地購入費の財源を本基金に求めるものでございまして、この結果、年度末における基金残高は1,626万1,000円となる見込みでございます。

一番下の段になります。前年度繰越金の増4,012万7,000円につきましては、今回、前年度繰越金を全額予算化するものでございます。

次、47ページをお開きください。

上から2行目になります震災復旧事業職員派遣負担金903万円の増額でございますけれども、平成24年3月7日付で宮城県山元町との協定による本町派遣職員の給与、手当、共済費、あるいは赴任旅費等の経費を山元町が負担するものでございまして、ちなみに山元町は特別交付税で全額措置をされるものでございます。

次、町債でございます。

町債につきましては、先ほど地方債でも御説明いたしました但、特に農業債、住宅債、あるいは社会教育債におきまして、文化ホールの地域づくり総合交付金の1億円を除きまして、それ以外の起債につきましては交付税措置のない起債でありますので、この発行を見送りまして、本年度の財政調整により賄うこととしたものでございます。

一番最後になります道路橋梁施設災害復旧事業40万円の増額は、歳出で御説明いたしました25号道路鶴鴿橋の災害復旧事業の補助金80%分の残りを起債に求めるものでございまして、充当率は100%、交付税措置が元利の95%が措置されるものでございます。

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 議案書の57ページの中ほどにございます町有林造林事業費の土地購入費252万6,000円の購入予定地につきまして、参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の22ページをお開きいただきたいというふうに思います。

資料6、町有林造林事業でございますけれども、当町におきましては平成20年度より企業及び団体並びに個人の皆様から寄附をいただきながら、企業の森の植林を行ってきております。購入予定地の場所につきましては、国道243号線を美幌峠に向かいまして左側、豊富町道860号道路に隣接する位置でございます。次年度以降の植林用地を参考図上段が、現在植林を行っております豊富町有林、約55ヘクタールに隣接いたしております。中段の購入予定地と記載しております伐採跡地の古梅518番地の6外3筆、地目山林、合計地積25万2,573平方メートルを新たに購入しようとするものでございます。

なお、購入単価につきましては、1平方メートル当たり10円を見込んでいただいております。

これによりまして、現有豊富町有林55ヘクタールと字境を接する25ヘクタールの古梅用地を新たに購入して、合計80ヘクタールを一括管理していくものでございます。

財源につきましては、未来への森林づくり基金から繰り入れするものでございます。

なお、現時点におけます次年度以降に見込まれます植林面積は、2団体で、5年間で20ヘクタール、1団体及び1個人で4ヘクタールの合計24ヘクタールが、既に見込まれております。

以上、参考資料の説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 引き続きまして、参考資料の24ページをお開きください。

資料7、道路橋梁災害復旧事業について御説明申し上げます。

図面の右下の災害復旧箇所は、豊岡の長野様住宅の地先であります。道道北見端野美幌線に沿って流れる木禽川にかかる町道25号

道路、第12号橋鶴橋橋であります。

本年7月31日から8月1日にかけての豪雨により、木禽川水路部の護岸を越えまして被災水位により、橋梁の上下流の自然護岸部に浸食が発生したために、護岸裏の地盤の乱れにより橋梁区間まで波及したことにより被災したものであります。

復旧方法は、既設護岸の原形復旧で、既設連節ブロックの布設がえを行います。復旧延長は28.4メートル、左岸・右岸連節ブロック、布設がえ面積は234平米であります。

特定財源充当内訳につきましては、記載のとおりであります。

工事は、上下流の区間の北海道建設管理部で発注いたします災害復旧工事と調整しまして、同時施工となります。本工事は契約を年内に、着手は年明け1月、完成は3月の予定であります。

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） 申しわけないのですが、先ほど説明いただいたのですが、ちょっと聞き漏らしました。

57ページの道路橋梁のところの光熱水費の説明をもう一度、ゆっくり説明していただければありがたいと思うのですが。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 電気料金の増額ということでございますけれども、まず1点は、再生可能エネルギー発電促進賦課金というものがあったということがまず1点。それから、太陽光発電にしまして、太陽光発電促進賦課金というものがまた創設されたということで、結局、電気料金が上がったということでございます。

今回、補正をいたします理由といたしましては、街路灯の分でございます。街路灯は電気料金が、街路灯の本数がかなり多いという

ことで、予算総額自体が大きいものですから、今回の改正、大きな改正ではないのですが、総額が大きいので、このままでいきますと予算不足になるということで、今回119万5,000円を補正願いたいというものでございます。

この料金は、一般家庭につきましても同じように増額になっているので、公共施設全てが増額になるわけでありますが、ほかの施設、電気料金につきましては予算の中でやりくりがつくということで、今回この街路灯についてのみ増額補正をさせていただきたいというものでございます。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 防犯灯と街路灯は、定額の電気料となっております。他の施設については、電力積算計によりまして、それぞれ節電の効果によって、それぞれ流量の部分で金額が出ますけれども、街路灯と防犯灯は定額という形で決まった中に、今回創設されました賦課金によりまして、節電はそれぞれうちのほうの関係内で1,475灯ありますけれども、うち電気を消しているのが36灯ありまして、3万1,400キロワットの節電で約50万円の節電効果がありますけれども、それがあつたとしても積算計のついている部分のもので、防犯灯だとか街路灯の部分の定額の電気料のかかわりについては、今回この部分の創設された部分が当初見込みよりもふえてきたという実情であつて、今回補正させていただきました。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） 再生エネルギーの部分と太陽光のエネルギーの部分が、ちょっとわかりづらかったものですから、新しく創設されたということはわかるのですが、どのようにそれを活用できるのかということをもうちょっとわかりやすく、説明してください。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） これは再生エネルギーの部分については、その部分で電力の料金にそれも賦課させて、再生エネルギーを活用しようとか、普及しようという意図のもとで今年法律に基づいて、ことしの4月から賦課されるようになりました。

もともと電気料金につきましては、差益の関係の部分で燃料費の調整単価もありますし、従前の太陽光の発電促進賦課金もありました。そのプラス今回再生エネルギーの部分のそういうことを普及させる意味で、それを電気料金に賦課した中で調整するというか、その部分でなるという形になっておりますので、その部分がことしの7月から賦課されたという形になっております。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） 活用でなくて、よく理解できました。ありがとうございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第57号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第58号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第2 議案第58号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の67ページをお開き願います。

議案第58号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動による各会計間の異動等に伴う人件費及び出産一時金の補正を行おうとするものでございます。

平成24年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出それぞれ29億4,055万2,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

77ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

77ページの一般事務費92万1,000円の減額につきましては、職員の人事異動による各会計間の異動等に伴う減額補正であります。

その下の負担金の出産育児一時金294万円の増につきましては、当初35件から決算見込みによります42件で、7件増によるものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

75ページをお開き願います。（発言する者あり）

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第59号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第3 議案第59号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 81ページをお開き願います。

議案第59号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の増額に伴い、後期高齢市町村保険料等の負担金の増額を行おうとするものでございます。

平成24年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,061万5,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

91ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

上から2段目の後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金107万円の減につきましては、23年度事務費負担金の額の確定による減額でございます。

その下の後期高齢者医療広域連合市町村保険料等負担金866万4,000円の増につ

きましては、被保険者数、当初3,292人から決算見込みで3,398人の106人の増額になったことで845万6,000円の増であります。そのほか保険料軽減分の平成24年度保険基盤安定負担金の確定に伴い20万8,000円の増額、合わせて増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

歳入について御説明申し上げます。

89ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

89ページの一番上の現年度分特別徴収保険料455万7,000円の増。その下の現年度分普通徴収保険料394万2,000円の増につきましては、歳出で御説明申し上げましたとおり、被保険者数の増額によるものでございます。

一つ飛んで、事務費繰入金につきましても先ほど歳出で御説明申し上げました事務費負担金の確定による増額であります。

それ以外の補正につきましては、歳出に伴う補正でございます。

以上御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今、人数間違ったら困るのですけれども、91ページの後期高齢保険の人数なのですけれども、106人プラスということなのですけれども、これ当初春からの人数からの想定が変わったのか、どういう現象起きたのか、ちょっとお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） この件につきましては、当初、前年度において積算してございます。前年度の実績に基づいて、連合会から来る数字で積算してございます。それで当初3,292人ということで、実際の賦課決定することによって3,398人の106人の増になったことに伴って今回補正するもの

でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） ふえた理由の原因でありますけれども、前年の実績に応じて国保連合会から見た数字で、本年度当初計算します。それで実際の過去の例から見ますと、後期高齢者になった人数が非常に伸びてきていますので、そのことによって75歳以上の方が加入されたということであります。そういうことで、国保連合会の数字をもとにして積算しているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第59号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案第60号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第4 議案第60号平成24年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の93ページをお開き願います。

議案第60号平成24年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険料の

減額、人事異動による各会計間の異動に伴う人件費の減額及び保険給付費等の増額を行おうとするものでございます。

平成24年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億6,333万2,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

105ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

105ページの一般事務費577万5,000円の減につきましては、人事異動等によるものでございます。

一つ飛んで、各種委員会報酬62万円の増につきましては、介護認定調査員の新規の介護認定者数の増、その下の手数料32万5,000円の増につきましても介護認定審査に係る種々意見書の増額によるものでございます。

次に、107ページをお開き願います。

一番上の高額介護サービス費328万6,000円の増につきましては、当初の件数が2,300件から執行見込みによります2,400件で、100件増によるものでございます。その下の特定入所者介護サービス費2,680万1,000円の増につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護の食費についてまず1点であります。食費の件数、当初2,116件から執行見込みで2,345件、差し引き229件の増によりますことが1点。それと居住費、当初267件から執行見込みによります1,223件で、956件増による補正であります。

109ページをお開き願いたいと思いません。

介護保険基金積立金1,835万2,000

円の減額につきましては、保険給付費及び保険料の減額に伴い補正するものでございます。

歳出は以上でございます。

歳入について御説明申し上げます。

101ページをお開き願います。

2、歳入について御説明いたします。

一番上の普通徴収保険料268万5,000円の減、特別徴収3,091万4,000円の減額につきましては、私は予算当初、新年度、説明時において介護保険事業計画の平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき予算計上すると申し上げましたが、平成24年度の今回の保険料の額につきましては、介護保険基金を繰り入れした保険料、本来ならば基準月額保険料3,700円で計上すべきのところ、介護保険基金を繰り入れしない保険料、基準保険料額、月額4,160円でありますけれども、このことで計上したことに伴い減額するものと、今回24年度の介護保険料の実績見込みによる減額でございます。

その下の介護給付費負担金602万2,000円の増から介護給付費の負担金376万6,000円までにつきましては、歳出の保険給付費の増額に伴い今回増額補正するものでございます。

その下の一般会計繰入金482万8,000円の減につきましては、今回の補正に伴い一般会計繰入金を減額するものでございます。

一番下の介護保険基金繰入金1,287万円の増につきましては、今回の財源を基金から繰り入れするものでございます。

なお、平成24年度基金の残高につきましては、8,092万円の見込みでございます。

103ページをお開き願います。

前年度繰越金867万7,000円の増につきましては、今回の歳出の財源を前年度繰越金の金額すべてを充当するものでございます。

以上御説明申し上げましたので、よろしく
お願いします。

○議長（古館繁夫君） これから質疑を行います。

5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 107ページの一番下の特定入所者介護サービス費の増のところ、居住費のところの1,223件というところ、もう一度説明していただきたいと思
います。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 大変申しわけござ
いませぬ。

数字につきましてもう一度、この制度につ
きましては、平成17年10月から介護保険
適用外になったということで、それを補足給
付する制度であります。それで食費が2,1
16件から2,345件で229件の増、居
住費につきまして267件から1,223件
の956件の増額補正するものでございま
す。

よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで質疑を終わ
ります。

これから、議案第60号平成24年度美幌
町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の
方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決さ
れました。

暫時休憩をします。再開を14時40分と
いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

◎追加日程第5 議案第61号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第5 議案
第61号平成24年度美幌町公共下水道特別
会計補正予算（第2号）についてを議題とし
ます。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の11
1ページをお開きください。

議案第61号平成24年度美幌町公共下水
道特別会計補正予算（第2号）について御説
明申し上げます。

平成24年度美幌町の公共下水道特別会
計補正予算（第2号）は、次に定めるところに
よる。

今回の補正につきましては、歳入では決算
の確定によります繰越金、確定しました下水
道受益者負担金、一般会計繰入金、歳出では
消費税及び終末処理場修繕料等、それから地
方債の確定に伴います償還利子の補正を行う
ものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出
それぞれ94万8,000円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,
204万5,000円とするものでありま
す。

第2項につきましては、事項別明細書で御
説明申し上げますので、120ページ、12
1ページをお開きください。

3、歳出。

121ページの一般事務費59万8,00
0円の増であります。職員の被世帯主から
世帯主及び転居による住居手当の増額であり
ます。公課費は、消費税及び地方消費税の確
定によります増額補正であります。

その下、終末処理場維持管理事業費、修繕
料108万9,000円の増は、当初予算で
設定しておりませんでした機器故障による交

換部品、修繕費用の増額であります。

ページの下の利子償還金263万5,000円の減は、平成23年度分借入れ率の確定により、当初2.1%と見込んでおりました利率が0.845、1.6%になったことによる減額補正であります。

次に、118ページ、119ページにお戻りください。

2、歳入。

119ページの下水道受益者負担金の511万2,000円の増であります。本年度新規賦課分及び継続賦課している部分の一括納付されたことによる増額であります。

その下一般会計繰入金は、事業費補正に伴う減額補正であります。

その下前年度繰越金915万4,000円は、決算額計上による増額補正であります。

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第61号平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 議案第62号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第6 議案第62号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の123ページをお開きください。

議案第62号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成24年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、歳入では決算の確定によります繰越金、消費税還付金、一般会計繰入金、歳出では地方債確定に伴います償還利子の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,688万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、132ページ、133ページをお開きください。

3、歳出。

133ページの利子償還金の18万4,000円の減であります。平成23年度の借入分利子、利子率確定によります当初2.1%見込んでおりましたものが、利率が0.6及び1.6%になったことによる減額補正であります。

次に、131ページにお戻りください。

（発言する者あり）

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第7 議案第63号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第7 議案第63号平成24年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の135ページをお開きください。

議案第63号平成24年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出においては人事異動及び企業債償還利息確定による補正です。

資本的支出においては、職員、その他手当及び平成23年度国庫補助金消費税相当額の返還金による補正を行うものであります。

（総則）、第1条、平成24年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）、第2条、（資本的支出の補正）、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）、第4条、予算第7条で定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1、職員給与費は記載のとおりであります。

次の136ページ、137ページをお開きください。

収益的支出、137ページ、職員の人事異動による減額補正であります。

次の139ページ、企業債償還利息146万2,000円の減は、平成23年度借入利率の確定によるもので、当初2.1%を見込んでおりました利率が1.1%、1.7%に

なったことによる減額補正であります。

次のページ、140、141ページ、資本的支出、その他の手当25万円、これは時間外手当の増額であります。

次のページの143ページ、平成23年度国庫補助金消費税相当額返還金86万6,000円でございます。決算確定によります消費税の取り扱いにより、国庫に返還するものであります。

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第63号平成24年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第8 議案第64号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第8 議案第64号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案151ページをお開き願ひます。

議案第64号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、当初予算で職員給与費は2名の医師採用を計上し、1名の採用となったこと、企業債償還利息は額及び利率の確定による減額、医師研修旅費は増額

を、いずれも12月末現在における執行見込みによる補正を行おうとするものであります。

第1条、平成24年度美幌町病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収支の補正については、実施計画及び説明書で御説明申し上げます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費の補正は当初予算で2名の医師採用を見込んでおり、本年度、総合診療科医師1名のみ採用となったため、1名分を減額するもので、金額は記載のとおりであります。

第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、実施計画及び説明書で御説明申し上げます。

次に、153ページをお開き願います。

収益的収入についてであります。

他会計からの補助金、負担金補正は、支出補正額に対し、地方公営企業法で定めるルール分の繰入額の補正を行うものであります。

一般会計の補助金のうち、医師等研究研修費は支出の136万9,000円の増額に対し、2分の1の68万5,000円を増額し、子供のための手当及び児童手当については、執行見込みを踏まえた制度改正による名称の変更と予算の振替を行うものであります。

次に、一般会計負担金は、平成23年度医療機器購入に伴う企業債の借入額利率の確定に伴い、支出の企業債償還利息286万5,000円の減額により、2分の1の143万3,000円を減額するものであります。

次に、155ページをお開き願います。

収益的支出についてであります。

給与費は、先ほど御説明のとおり、新規医師1名の予算未執行に伴う減額を行い、金額はそれぞれ記載のとおりであります。旅費につきましては、医師の学会参加について、実績を踏まえて計上を行いました。医師1名につき道外2回、道内1回の学会参加を認め

ているため、今回参加予定を踏まえ136万9,000円の増額を行うものであります。

支払利息の企業債償還利息は、平成23年度の企業債の借り入れの額、利率の確定により286万5,000円の減額を行うものであります。

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第9 陳情第2号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第9 陳情第2号東町集会室の建て替えに関する陳情についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題といたしました陳情第2号東町集会室の建て替えに関する陳情については、会議規則第92条の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号については、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎追加日程第10 報告第22号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第10 報告第22号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第22号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第11 報告第23号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第11 報告第23号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第23号定期監査報告については、これで終わります。

◎追加日程第12 報告第24号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第12 報告第24号財政援助団体監査報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第24号財政援助団体監査報告については、これで終わります。

◎追加日程第13 報告第25号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第13 報告第25号例月出納検査の報告について（8月～10月分）。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第25号例月出納検査の報告について（8月～10月分）は、これで終わります。

◎追加日程第14 閉会中の継続調査について

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第14 閉会中の継続調査について。

各委員会から、お手元に配付した印刷物のおおし出しがありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のおおし承認することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 会議を閉じます。

これで、平成24年第8回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時00分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員